

## 大阪ヘルスケアパビリオン跡地活用ゾーン開発事業者募集公募型プロポーザル（二段階審査方式）実施要領（別添資料） 新旧対照表

別添資料名	変更前	変更後
土地売買契約書（案）	<p><b>（契約不適合責任）</b></p> <p>第8条 甲は、民法第562条第1項本文、第563条第2項及び第565条の定めにかかわらず、本件土地の種類、品質（地中埋設物、土壌汚染等を含む）、数量（末尾記載の地積等の記載を含む）その他が本契約の内容に適合しない場合でも、その一切の責任を負わない。ただし、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合にあっては、第6条第3項に定める引渡しの日から2年間は、この限りでない。</p> <p>2 乙は、本件土地に地中埋設物が埋存されている可能性及び土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）施行規則に規定される特定有害物質の要件並びに大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号）施行規則に規定される管理有害物質の要件を超える土壌の存在の可能性を承知の上、本契約を締結する。</p> <p>3 前項に規定する地中埋設物及び土壌については、乙の責任と負担において処理を行う。</p>	<p><b>（契約不適合責任）</b></p> <p>第8条 甲は、民法第562条第1項本文、第563条第2項及び第565条の定めにかかわらず、本件土地の種類、品質（地中埋設物、土壌汚染等を含む）、数量（末尾記載の地積等の記載を含む）その他が本契約の内容に適合しない場合でも、その一切の責任を負わない。ただし、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合にあっては、第6条第3項に定める引渡しの日から2年間は、この限りでない。</p> <p>2 乙は、本件土地に地中埋設物が埋存されている可能性及び土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）施行規則に規定される特定有害物質の要件並びに大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号）施行規則に規定される管理有害物質の要件を超える土壌の存在の可能性を承知の上、本契約を締結する。</p> <p>3 前項に規定する地中埋設物及び土壌については、乙の責任と負担において処理を行う。</p> <p>4 前3項の定めに関わらず、物件調書に記載のない地中埋設物（コンクリート等）が判明し、かつ、その地中埋設物により施工方法の大幅な変更を余儀なくされるなど、甲が必要と認める場合は、その処置及び費用の負担について、甲乙協議して定めることができるものとする。</p>